

○財務省告示第四百四十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年四月四日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

十 十
イ 一
発

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 価 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

額 平 成 二 十 五 年 四 月 四 日
す 成 二 十 五 年 四 月 四 日
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 九
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 四 十 四
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 四 十 四

(一) 年 ○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者

式 号 規 定 算 出 し た 金 額 を 次 第 二
十 号 規 定 算 出 し た 金 額 を 次 第 二
十 号 規 定 算 出 し た 金 額 を 次 第 二
十 号 規 定 算 出 し た 金 額 を 次 第 二

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{15}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 中 の 利 子
も の と し て は 記 録 さ れ る も の と
座 記 載 は 前 記 算 式 の 金 額
に つ い て は 前 記 算 式 の 金 額
よ り 算 出 し た 金 額 三 五 乗
額 百 分 の 二 十 三 五 乗
を 発 行 時 にお いた 外 債
が 非 居 住 者 又 は 前 記 (一) の 法 人 者

十四 初期利子

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十五年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利金

平成三十五年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十五年四月四日